

利用区分 内/外	通し 項番	帳票名称	業務区分 (共通、土地家 屋、償却)	対応方針		印字項目への 影響有無	レイアウトへの 影響有無	構成員向け区分 (質問・報告)	構成員向け質問	構成員向け回答欄	
				要件修正方針 (追加、修正、 削除、変更なし、 要検討)	対応内容					区分	詳細
外部	11	償却資産申告書 (償却資産課税台帳) (専用紙かつ複写式)	償却	修正	印字項目・諸元表における以下の項目について、 「型」欄の記載が誤っていたため、修正いたします。  ・項番13 大分類「所有者情報」、中分類「事業種 目」、小分類「資本金又は出資金の額」  修正前：半角 修正後： <b>数値</b>	有	—	報告			
外部	12	償却資産申告書 (償却資産課税台帳) (専用紙)	償却	要検討	※帳票項番11～13に係る検討事項。(本資料上の記載 は本行のみといたします。)  帳票項番11～13「償却資産申告書 (償却資産課税台 帳)」について、APPLIC税TFから、申告書をそのまま 窓あき封筒で送付できるように、印字位置の調整・カ スタマーバーコードの印字を行っている事業者がある とのことでした。  事務局としては、償却資産申告書単体で送付するもの ではなく、帳票項番28「償却申告案内 (汎用紙)」と 併せて送付いただくことを想定しており、現在の帳票 レイアウトにおいては、窓あき封筒を想定した印字位 置・カスタマーバーコードの定義をしておりませんで した。  償却資産申告書をそのまま窓あき封筒で送付する運用 (送付先・カスタマーバーコードの追加)について、 WTで検討いたします。	有	有	質問	①現行運用上、償却資産申告書をそのまま窓あき封筒で送付 する運用をしておりますでしょうか。運用をしている場合 は、帳票どのような折り方としているか帳票サンプルと併せ てご教示ください。  ②今後の運用として、償却資産申告書をそのまま窓あき封筒 で送付する運用としたいか確認させてください。また、その 場合は理由も併せてご教示ください。		
内部	14	償却資産評価調書	償却	削除	以下の誤記載を削除いたします。  第2.0版への改定理由 (第1.0版からの変更点) 欄： <帳票印字項目一覧> 省令様式として定められているものの、印字内容を 明確化するために諸元表を新規に作成した。 <帳票レイアウト> 省令様式として定められているものの、帳票印字項目 一覧を基に帳票レイアウトを新規に定義した。	—	—	報告			

利用区分	通し項番	帳票名称	業務区分 (共通、土地家屋、償却)	対応方針		印字項目への影響有無	レイアウトへの影響有無	構成員向け区分 (質問・報告)	構成員向け質問	構成員向け回答欄	
				要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	対応内容					区分	詳細
外部	15	種類別明細書 (増加資産・全資産用) (専用紙かつ複写式)	償却	修正	・以下の印字項目の名称を修正いたします。 修正前：項番49 大分類「資産情報明細」、小分類「元日取得の有無」  修正後：項番49 大分類「資産情報明細」、小分類「元日取得の有無」	有	有	報告			
外部	16	種類別明細書 (増加資産・全資産用) (専用紙)	償却	修正	※帳票項番16, 17, 22で同様の修正。  印字項目・諸元表に以下の項目を追加いたします。※帳票レイアウト上には定義されており、印字項目・諸元表の定義漏れとなります。  項番49 大分類「資産情報明細」、小分類「元日取得の有無」	有	無	報告			
外部	17	種類別明細書 (増加資産・全資産用) (汎用紙)	償却	修正	【再掲】※帳票項番16, 17, 22で同様の修正。  印字項目・諸元表に以下の項目を追加いたします。※帳票レイアウト上には定義されており、印字項目・諸元表の定義漏れとなります。  項番49 大分類「資産情報明細」、小分類「元日取得の有無」	有	無	報告			

利用区分	通し項番	帳票名称	業務区分 (共通、土地家屋、償却)	対応方針		印字項目への影響有無	レイアウトへの影響有無	構成員向け区分 (質問・報告)	構成員向け質問	構成員向け回答欄	
				要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	対応内容					区分	詳細
外部	18	種類別明細書(減少資産用)(専用紙かつ複写式)	償却	要検討	※帳票項番18~20に係る検討事項。(本資料上の記載は本行のみといたします。)  2022/7/28の固定資産税(償却資産)書面WTにて、全国意見照会の結果における以下の意見を踏まえて、減少資産の記載の仕方について構成員の皆様へ修正方針の報告をさせていただきましたが、検討不十分であったため、第2.0版時点では継続検討事項として、仕様にはどちらの方針とするか明記いたしませんでした。本内容について、WTにて検討いたします。  【意見元】 種類別明細書(減少資産)の取得価額については、様式欄外含め明確に定義されていない状況である。そのため、団体の運用によっては、「減少した部分に対応する数量」か「減少後の数量」か記載方法が混在しているところ。標準化を機に統一することで、ベンダー仕様による団体間の記載方法の違いの解消はもちろんのこと、複数市町村へ申告する事業者を中心に負担軽減となると思われる。「減少した部分に対応する数量」若しくは「減少後の数量」とすることで問題なし。 なお、S58.10.13の自治省税務局長通知記載の別途送付資料「固定資産税(償却資産)申告の手引」によると、「前年度に減少した数量」を記載することとされている。	有	有	質問	①種類別明細書(減少資産)の取得価額について、以下のどちらの数量に係る取得価額を申告させているか、ご教示ください。  (A) 前年度に減少した数量 (B) 減少後の数量  ②また、どちらかに統一する方針とした場合における懸念事項等がございましたら、お聞かせください。		
外部	22	種類別明細書(閲覧用)	償却	修正	【再掲】※帳票項番16,17,22で同様の修正。  印字項目・諸元表に以下の項目を追加いたします。※帳票レイアウト上には定義されており、印字項目・諸元表の定義漏れとなります。  項番49 大分類「資産情報明細」、小分類「元日取得の有無」	有	無	報告			
外部	28	償却申告案内(汎用紙)※賦課期日前の申告案内	償却	修正	※帳票項番28~31、35~37で同様の修正。(本資料上の記載は本行のみといたします。)  以下の帳票について、印字項目・諸元表上の「申告書等送付番号」の「桁数/行」の欄を15桁といたします。 ※他帳票では15桁としており、定義誤りのため。  ・帳票項番28:償却申告案内(汎用紙)※賦課期日前の申告案内 ・帳票項番29:償却申告案内(はがき)※賦課期日前の申告案内 ・帳票項番30:増減確認はがき(明細なし) ・帳票項番31:増減確認はがき(明細あり) ・帳票項番35:償却資産の申告について(催告)(圧着はがき)※申告期限後の申告案内 ・帳票項番36:償却資産の申告について(催告)(はがき)※申告期限後の申告案内 ・帳票項番37:償却資産の申告について(催告)(汎用紙)※申告期限後の申告案内	有	—	報告			

利用区分	通し項番	帳票名称	業務区分 (共通、土地家屋、償却)	対応方針		印字項目への影響有無	レイアウトへの影響有無	構成員向け区分 (質問・報告)	構成員向け質問	構成員向け回答欄	
				要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	対応内容					区分	詳細
外部	29	償却申告案内 (はがき) ※賦課期日前の申告案内	償却	要検討	賦課期日前の申告案内について、第2.0版では、汎用紙を必須帳票とし、はがき(3面)をオプション帳票として定義しております。  地方団体から、トータル費用面を勘案して、はがき(2面)をオプション帳票として定義してほしいとのご意見がありました。  本帳票の要否について、WTで検討いたします。	有	有	質問	賦課期日前の申告案内について、「はがき(2面)」の帳票を、新規にオプション帳票として定義することについて、ご意見をお聞かせください。 ※印字項目としては、帳票項番29「償却申告案内(はがき) 賦課期日前の申告案内」のうち、備考欄を削除したものを想定しております。		
外部	30	増減確認はがき (明細なし)	償却	修正	本帳票の用紙について、費用低減の観点から「はがき(3面)」ではなく「はがき(2面)」としてほしいとのご意見を受けました。  1面分は空白を想定していたため、はがき2面に変更いたします。 ※印字する項目は変更ありません。(圧着面への印字有無等の記載を修正予定です。)	有	有	報告			
外部	31	増減確認はがき (明細あり)	償却	修正	2022年9月に書面にて照会させていただいた結果を踏まえて、本帳票のレイアウトを神戸市様の現行レイアウトをベースに修正します。  「別添1」シート参照 修正①: 記載例の欄は削除とし、プレプリント欄とする。 修正②: 地方団体・ベンダ向けに、折り込み・表面と裏面の対応関係を明記する。	有	有	報告			

利用区分 内/外	通し項番	帳票名称	業務区分 (共通、土地家屋、償却)	対応方針		印字項目への影響有無	レイアウトへの影響有無	構成員向け区分 (質問・報告)	構成員向け質問	構成員向け回答欄	
				要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	対応内容					区分	詳細
外部	36	償却資産の申告について(催告)(はがき)※申告期限後の申告案内	償却	要検討	<p>帳票項番36「償却資産の申告について(催告)(はがき)※申告期限後の申告案内」について、を表面に印字し、裏面は全てプレプリント印字にしたいとのご意見がありました。</p> <p>事務局としては、帳票項番35「償却資産の申告について(催告)(圧着はがき)※申告期限後の申告案内」について、催告書という内容を目につかないようにするため、「申告書等送付番号」を含め圧着面に印字することとしておりました(帳票項番36は、35とはがき版として定義)。</p> <p>印字項目項番12「申告書等送付番号」の印字位置について、WTで検討いたします。</p>	有	有	質問	<p>①帳票項番36「償却資産の申告について(催告)(はがき)※申告期限後の申告案内」の「申告書等送付番号」について、表面に印字することとしてよいか、ご意見をお聞かせください。(裏面は全てプレプリントが可能な状態とする。)</p> <p>②帳票項番35「償却資産の申告について(催告)(圧着はがき)※申告期限後の申告案内」についても同様の取扱いとしてよいか、ご意見をお聞かせください。</p>		